

林野火災注意報・警報

の運用を開始します

(令和8年1月1日から運用開始)



令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災を受けて、各市町村での林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等により、林野火災予防の実効性を高める必要があることから、鹿児島市火災予防条例を一部改正しました。

発令の条件等

林野火災 注意報

雨が一定期間降らない、空気が乾燥しているなど
林野火災が起こりやすい状態であるとき発令します。



林野火災 警報

林野火災注意報に加えて、強風注意報が発表され
林野火災の危険性が高まった状態であるとき発令します。



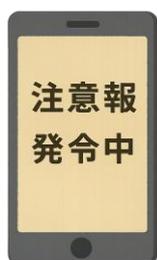
対象期間

毎年1月から5月までの間

どうやって知らせてくれるの？

消防車による巡回広報や安心ネットワーク119によるメール配信等
でお知らせします。

発令地域については、市内全域を原則としています。



事前に登録されたメールアドレスに☑でお知らせします。
[登録用メールアドレス] ansin119@kagoshima-fd.jp
右の2次元コードを読み取りそのまま送信してください。

【安心ネットワーク119】
2次元コード



発令されたらどうなるの？

以下の**火の使用の制限**に従わなければなりません。

- ① 山林、原野等において火入れをしないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。
- ③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④ 屋外においては、引火性又は爆発物の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- ⑤ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて消防局長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- ⑥ 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。



注意報発令時は、**努力義務**となります。(罰則なし)

従わなかったらどうなるの？

注意報発令の場合、努力義務になるので罰則等はありません。

警報発令の場合、消防法に基づく罰則が適用される場合があります。
(消防法第44条:30万円以下の罰金または拘留)

通常時における「たき火や焼き畑等」を行う場合

【廃棄物の野外焼却禁止について】
2次元コード

たき火、焼き畑等の例外を除き、原則として
廃棄物の焼却は禁止されています。

※焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却については、右の2次元コードからご確認下さい。



焼却禁止の例外行為を行う場合には、
「**火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生するおそれのある行為**」
として、あらかじめ**消防への届出が必要**です。
行為前に最寄りの消防署又は消防分遣隊へ電話等でお知らせ
ください。



鹿児島市消防局	予防課	鹿児島市山下町15-1	☎099-222-0970
鹿児島市消防局	中央消防署	鹿児島市天保山町1-38	☎099-285-0119
鹿児島市消防局	西消防署	鹿児島市城西二丁目1-1	☎099-254-0119
鹿児島市消防局	南消防署	鹿児島市南栄五丁目1-3	☎099-269-0119